

(要約)

子会社事業の被害者に対する親会社の不法行為責任

木 下 岳 人

はじめに

大規模不法行為による法益侵害が生じた場合、ときには公費の投入をもって被害者の救済が図られることもあるものの、基本的に被害者が賠償金を受領できるかどうかは加害企業の弁済能力に依存する。そして、株主有限責任制度により株主の損失は自己の出資分に限定されるため、たとえ株主に十分な財産があったとしても加害企業自体に十分な弁済原資がなければ被害回復は果たされないこととなる。債務者の無資力リスクはあらゆる債権に付随するリスクであり、原則論としてはそれがやむを得ないことであつたとしても、株主が当該事業から多くの経済的恩恵を受けていた場合や、子会社の事業運営やリスク・マネジメントに何らかの関与をしていた場合など、株主が何らの責任も負わないことを許容することが躊躇われる状況も想定される。特に、株主有限責任制度そのものが株主や企業の不適切なリスク・マネジメントを助長するという批判も有力であり、かかる構造的な弊害に対して何らかの対処を行うことの必要性も意識せざるを得ない。

我が国でも主に商法の分野において先行研究が積み重ねられ、会社の経済活動によって生じた加害結果に関する株主への責任追及につき、様々な法律構成が提唱されてきた。しかし、それらは理論的な説得力を持ちながらも裁判所の支持を得られるには至っていない、あるいは適用可能な場面が極めて限定されているといった制約があり、現実の訴訟活動において依拠することが難しいものも少なくない。そのため、基本的に被害者が親会社の責任を追及することはできず、子会社やその役員の資力の限度において賠償を受けられる（それを超える部分については泣き寝入りする他ない）というのが、現在の実務上の一般的な結論であるように思われる。

株主有限責任制度を採用する諸外国においても似たような状況であつたが、近時、この分野において急進的な動きを見せているのが英国法である。英国では、子会社従業員の健康被害に対する親会社の直接責任を認めた 2012 年の **Chandler** 判決を皮切りに、子会社によつてもたらされた加害結果につき、親会社の直接責任を追及する訴訟が多数提起された。そして、2021 年までに判決が出された 5 つの事件のうち、3 つの事件の上級審判決（うち 2 件は最高裁判決）において、当該事件の事実関係のもとでは親会社には子会社の事業活動によつて加害結果が生じることを防止すべく指導・監督を行う作為義務があり、この義務に懈怠したことにより親会社が被害者に対して直接に不法行為責任を負うこと（あるいはその現実的可能性があること）が肯定された。

これらの判例は革新的なものではあるが、株主有限責任によつてもたらされる不当な結

果をいかに克服するかという命題は、英国法学においても長らく議論されてきた古典的なテーマである。そして、親会社の作為義務の懈怠を根拠に不法行為責任を追及するという法的構成も、かかる議論の蓄積の中から生まれ、ついには最高裁判決により確立された地位を獲得するに至ったという背景を持つ。本稿は、このような英国法学における学説・判例の発展が我が国の議論においても有益な示唆を含むのではないかという期待のもと、子会社が引き起こした加害結果に対する親会社の法的責任の在り方の再構成を試みるものである。

第1章 株主有限責任の弊害と外部化問題

株主有限責任の下においては、当該事業の遂行によって第三者に不法行為被害が発生する危険があり、客観的にはそのような危険を回避する予防する手段をとることが合理的であるにもかかわらず、株主にとっては危険を放置することが動機付けられる場面が生じうる。具体的には以下のような場面である。

A 社が株主となって設立した B 社（資本金 10 億円）において行われている事業は、毎年 5% の確率で事故が発生し、事故が発生した場合は 100 億円の損害が生じることが見込まれる。仮に年間 4 億円を投じて事故防止のための設備投資をした場合、事故の発生可能性は 0 になる。

上記の事例において、事故の発生確率を考慮した期待損失は、 $0.05 \times 100 \text{ 億} = 5 \text{ 億円}$ である。4 億円の設備投資で期待損失を 5 億円から 0 円にできるのであるから、社会全体にとってはこの設備投資（損害防止措置）を実行することが合理的である。

しかし、A 社にとっての利益状況は異なる。株主有限責任により、A 社の最大損失は投資した 10 億円に限定されるため、その期待損失は $0.05 \times 10 \text{ 億円} = 0.5 \text{ 億円}$ となる。よって、0.5 億円の期待損失を回避するために 4 億円の設備投資を行うこととなり、A 社にとっては事故防止の設備投資は実行しない方が獲得できる経済的利益の期待値は大きいこととなる。その結果、株主である A 社には B 社に設備投資を行わず、B 社の不適切なリスク・マネジメントを誘引又は放置するインセンティブが生じる。

こうしたインセンティブの歪みによってもたらされる不都合を経済学の観点から説明する手法として、しばしば負の外部性が用いられる。企業や消費者の経済活動が市場を介さずに他の経済主体に与えるマイナスの影響を負の外部性というが、事業活動によってもたらされる環境汚染や健康被害はまさにその典型例とされる。これらは市場を経由せずにもたらされる不利益であるため、何も手当てをしなければ企業が負担するコスト（私的費用）には含まれず、社会が負担するコスト（社会的費用）との差分として、いわゆる外部費用が発生することになる。そして、私的費用に取り込まれない結果、他の経済主体にもたらされる負の影響を抑制・緩和が十分に考慮されないまま企業による経済活動が行われ、社会的厚生 の最大化が妨げられる。

そのような事態を避ける方法の 1 つが、経済活動によって生じた負の影響につき、かかる活動の主体である企業に賠償責任を賦課することである。外部費用を内部化する（すなわち当該企業の私的費用に取り込ませる）ことで他者の利益が害される危険について慎重な行動を動機付けることができ、これは不法行為責任の重要な機能の 1 つであるとされる。しかし、せっかく加害企業に対して不法行為に基づく賠償責任を割り当てても、その背後にいる株主との関係においては、株主有限責任により出資額を超える部分の不法行為コストを私的費用に取り込ませることができない。その結果、会社の意思決定や行動に対して影響力を持つ立場でありながら、株主においては事業活動に伴う第三者へ加害リスクを抑制する動機が形成されず、会社においてもそのような抑制行動がとられないという状況が生じうる。

第 2 章 外部化問題への対処方法

外部化問題は、親会社（株主）の責任範囲が自己の出資分に限定されることに起因する。よって、子会社の債権者（すなわち不法行為被害者）が親会社に対して損害の全額の賠償を請求できるようになれば、それは最もシンプルかつ強力な外部化問題への対処法になる。そして親会社の被害者に対する直接責任を認める手法としては、(1) 株主有限責任制度への制度的な変更、(2) 法人格否認の法理、(3) 事実上の取締役理論が挙げられる。

また、被害者ではなく、子会社に対する親会社の賠償責任を認めるアプローチも考えられる。親会社は、自らの利益を図るために子会社の不適切なリスク・マネジメントを促進ないし看過し、その結果として子会社に（賠償債務の負担という形で）多額の損失を負わせたのであるから、そのことをもって賠償責任を認めるという考え方である。子会社の資力（財団）の増殖を通じて被害者に賠償金が支払われるのであれば、親会社の被害者に対する直接責任を認めるのと経済的には変わらないこととなる。

さらに、親会社ではなく取締役被害者への直接賠償責任（対第三者責任）を肯定するアプローチも考えられる。この場合、損失を負担するのは親会社ではなく取締役個人となるため、上記の 2 つのアプローチのように親会社の得失が変動するわけではない。しかし、取締役は会社経営において重要な影響力を持つところ、子会社事業の適切なリスク・マネジメントに対して取締役個人の経済的動機（インセンティブ）を付与することで、加害事故の防止を図ることが考えられる。この場合、追及する個人責任としては、(1) 子会社取締役の対第三者責任、(2) 親会社取締役の対第三者責任の 2 つのパターンが考えられる。

しかし、これまで主に議論されてきた法律構成や立法論では、大企業グループにおける外部化問題への対応策として十分な効果を期待できない。特に不法行為コストを親会社自身の私的費用に取り込ませることができるという点で、子会社事業の被害者に対して親会社の直接責任を認めることが外部化問題に対する最も有効な対策となりうるが、親会社のインセンティブの歪みを理由に法人格否認を適用する見解や、事実上の取締役ないし主宰者

であることを理由に会社法 429 条を（類推）適用する見解は、いずれも現時点では実務上受け入れられているとは言い難く、また要件上の制約も大きい。したがって、日本法においても、親会社に直接責任を認めるために、子会社の指導監督義務（作為義務）に違反したことに基づく不法行為責任という法律構成（以下「不法行為責任構成」という。）が成り立つ余地がないかを検討する意義が認められる。

第3章 英国法の分析

1990 年の **Adams** 判決により、法人格否認の法理を用いて子会社の加害行為について親会社の責任を問うことが困難となり、また 2006 年会社法制定の検討委員会によって、立法を通じた制度的な解決を図ることも否定された。そうした状況で台頭したのが不法行為上の注意義務を通じて親会社の責任を問う考え方であり、既に 1998 年の **Connely** 事件と 2000 年の **Lubbe** 事件では親会社が責任を負う可能性が認められていた。もっとも、これらの事件は管轄の検討においてなされた付随的な判断であり、いずれも時効や和解によって本案での判断に至らなかったことから、親会社の注意義務を認める考え方は一般的なものではなかった。

かかる状況を大きく変えたのが、2012 年の **Chandler** 判決であった。同判決は、不法行為法上の注意義務違反に基づき、子会社事業の被害者に対して親会社の実体法上の責任を肯定した初めての判決となった。同判決は、親会社の注意義務を、第三者の加害行為による損害の発生を防止する作為義務という切り口で捉え、作為義務の発生根拠として責任の引受けを中心に検討した。そして、新規の種類の注意義務として、親会社の責任が認められる 4 つの要件（①事業の共通性、②知見の優越、③危険の認識、④依存の認識又は予見可能性）を提示した。この画期的な判決によって不法行為責任構成に対する学術的な関心も一気に高まり、その理論構成も含めて賛否両論が巻き起こった。また、**Chandler** 判決から 2 年後の 2014 年には、4 要件をはじめ **Chandler** 判決の内容に依拠して親会社の注意義務を否定した事案（**Renwick** 事件）も現れた。

Chandler 判決・**Renwick** 判決後の 2016 年から 2021 年は、5 年間の間に 3 件の事件（**Unilever** 事件、**Vedanta** 事件、**Okpabi** 事件）で計 8 件の判決が下されるという、まさに判例法理の飛躍的な発達が遂げられた時期でもあった。それぞれの最上級審の判例群において一貫しているのは、親会社の注意義務を不法行為上の特別な義務とは考えず、責任が認められる場面を限定することへの否定的な姿勢である。その中で、**Chandler** 判決はリーディング・ケースではなく、あくまで 1 つの事例判断として位置付けられるようになり、同判決で提示された 4 要件も、親会社の責任が認められる場面の 1 つを表現したものに過ぎないと評価されるようになった。特に、2017 年の **Vedanta** 事件最高裁判決はこの姿勢を鮮明にしており、親会社に注意義務を課せられるかどうかは、「全ては、親会社が、子会社の関連事業を引き受け、監督し、支配し、助言する機会を、どの範囲で、どのように利用したかに依る」と述べ、**Chandler** 判決の 4 要件や、**Unilever** 判決が採用した類型論（同判決は、

親会社の責任が認められる場合を **Chandler** の 4 要件に絞ることを否定しつつも、2 つの責任類型を提示した。) の採用を否定した。同時に、**Vedanta** 判決は、親会社が子会社の事業を管理・監督していることを対外的に表示していた場合、実際にはそのような管理体制が敷かれていなくても、公的に引き受けた責任の放棄として注意義務違反が認められる可能性についても言及した。つまり、**Vedanta** 判決は、支配と表示のいずれもが注意義務を基礎づける可能性があることを肯定するものであるところ、その考え方は、2021 年 **Okpabi** 判決でも踏襲され、現時点における英国判例法理の到達点となっている。

以上のとおり、現在の英国法においては、親会社が子会社の事業運営について監督・支配をしていたり、監督・支配することを対外的に表示していた場合は、子会社の事業によって不法行為上の損害が発生しないよう適切な予防措置をとったり、事業運営に介入する義務が認められ、この義務に違反した場合は、被害者に対して直接に損害賠償責任を負うことが確立されている。その結果、外部化問題への対処としても、従前提唱されていた制度的変更や法人格否認の法理の活用ではなく、不法行為に基づく直接責任を追及する手法が実務的には唯一の有力なアプローチとなるに至った。

第 4 章 英米法諸国における親会社の不法行為責任

米国法においては、法人の加害行為によって生じた法益侵害につき、これに直接関与した個人や構成員にも法人の責任とは別に独自の法的責任（参加責任）を負わせる法理として、いわゆる参加理論（**participation theory**）が存在する。これは、法人が負担する責任を個人に派生又は帰責させるのではなく、あくまで当該個人に独自の法的責任を観念する点において、法人格否認の法理とは明確に区別される。親会社（株主）についても参加理論を適用し、子会社の不法行為に対する参加責任を肯定するという考え方は古くから提唱されていたものの、従来の裁判所は親会社に参加責任を課すことにつき一貫して謙抑的な姿勢を見せてきた。かかる状況に一石を投じたのが、2007 年のイリノイ州最高裁判所による **Forsythe** 事件判決である。本件は、子会社の製油所で発生した火災事故につき、設備の安全点検予算の削減を指示した親会社の責任が争点となった事案であるところ、最高裁は親会社に不法行為責任が生じる可能性を肯定した。同判決は直接参加理論の柔軟な適用を図るものとして一時は注目を集めるも、その影響は他州に広まることはないまま現在に至っている。

また、英連邦諸国の 1 つであり英国法の影響を強く受けているカナダにおいても、英国法の判例群では特に重要視されなかった政策的配慮の観点に基づき、親会社の注意義務が制限または否定されるべきであるかが争点となった。そして、裁判所は「親会社に注意義務を認めることは、コモンローや会社法に定着している、企業の独立した法人格という基本原理を侵害する可能性が高い」という被告側の主張に基づき、それが「競合する政策的配慮」の 1 つであることを認めたとうえで、本案審理へ判断を先送りにしている。

第5章 日本法における親会社の不法行為責任

我が国の判例においては、加害リスクのある第三者の行為や活動に対する一定の関与を根拠として、当該第三者による法益侵害を防止する義務を課した事案（第三者加害行為型の事案）が複数存在する。それらは、直接の加害者とは異なる法人格を持ちながらもこれとの間で支配的な関係性に立つ法人につき、直接的な不法行為責任が生じる余地を肯定してきた。これらを前提にすれば、親会社であっても子会社の危険な事業活動に対して、その端緒となる行為を行っている場合や、当該活動に対して支配関係が認められる場合であれば、当該活動による法益侵害の結果が発生しないように必要な指導監督を行う義務を負う可能性は十分に認められる。

また学説においても、一定の場合には不作為によって不法行為が成立することが認められてきた。伝統的に、作為義務の発生根拠としては①法令、②契約・事務管理、③条理・慣習等が挙げられてきたが、近時ではその実質的な判断基準として、（1）法益侵害に向かう因果系列が不作為者の支配領域内に存在するか（支配領域基準）と（2）不作為者が自らの行為によって法益侵害に向かう因果系列を設定したか（先行行為基準）によって判断することが橋本佳幸によって提唱され、これが広く受け入れられるに至る。

一口に「危険」といっても、設備の危険、活動の危険、人の危険、これらの管理体制の危険などその種類は様々である。そして、法益侵害に向けた因果系列を構成する要素は必ずしも1つに限定されるわけではなく、遠近あわせて様々な複合的な危険源が存在することも想定される。したがって、作為義務の有無及びその内容を検討するにあたっては、まず損害が発生させた危険源にはどのようなものが存在し、いかなる因果系列を辿ったのかを特定したうえで、危険源の性質や危険源に対する親会社の関与が支配・創設行為の有無を検討する必要がある。

親会社が危険源に対して支配を行う場合、自ら直接的に支配する場合もあれば、危険を直接に支配している子会社（あるいはその部門や役職員）に対して指揮・干渉を行うことにより間接的な支配を行う場合もありうる。この点、危険源に対する事実的支配とは必ずしも直接的・具体的な支配である必要はなく、他者による直接支配を通じた間接的支配や危険源の作出・維持という次元での一般的支配でも足りるため、子会社やその役員に対する指揮を通じた支配であっても親会社に作為義務は成立しうる。

また、親会社が子会社事業のリスク管理のために導入しているグループ内部統制システムも、危険源に対する支配の端緒になり得る。一般的には、いわゆる一元管理型の体制を採用している企業集団の方が、分権型の体制を採用している企業集団よりも、グループ子会社のリスクに対する親会社の干渉権限は強いと考えられるが、単に一元管理型のグループ内部統制システムが導入されているだけで危険源に対する支配が認められるわけではなく、あくまで当該システムのもとで、検出・特定された具体的な危険に対して親会社がどのように影響力を行使していたか（あるいは行使することが予定されていたか）が問われることになる。したがって、加害リスクが未検出である状態（平時）よりも、これが検出・特定され

た状態（有事）におけるリスク管理体制の方が、危険に対する親会社の支配を認定するうえで重要な要素となる。

親会社（支配株主）の直接責任を問う手法として、不法行為責任構成はこれまでにあまり注目を浴びてこなかったが、かねてより提唱されてきた他の法律構成（法人格否認の法理や、会社法 429 条の活用等）と比較しても、既存の判例や裁判例、条文上の文言との整合性・親和性は高く、現実の訴訟活動での活用にも十分に耐えられる請求原因であると考えられる。とりわけ、当該事案における危険や支配の内容と態様を精緻に分析し、それを不法行為上の作為義務の義務内容の具体化に落とし込むという不法行為責任構成の検討プロセスは、個別事案の特性をふまえた総合考慮型の判断枠組みが好まれる裁判実務においても、比較的受け入れられやすいアプローチであるように思われる。

また、不法行為責任構成によれば、親会社は自らに課せられた作為義務を懈怠したことにより不法行為責任を負うこととなるのであって、これは直接の加害行為者（子会社又はその役職員）が負担する責任とは別個の独立した責任である。よって、親会社の直接不法行為責任は株主有限責任制度と論理的に両立するものであり、同制度を根拠に、その成立範囲が否定ないし制限される関係に立つわけではない。

終章

外部化問題の典型的な弊害のパターンであるモラル・ハザード事例（インセンティブの歪みが生じている状況で、親会社が子会社をして積極的又は意図的に事故の防止措置を妨害し、結果発生リスクを第三者に押し付ける場合）においては、親会社による子会社への干渉は危険源に対する支配そのものであり、これに基づく直接責任を課すことで不法行為コストの内部化が図られ、親会社におけるインセンティブの歪みは是正される。また、インセンティブの歪みが生じていない状況であっても、親会社によるリスク評価の懈怠又はその過誤によって、子会社のリスク・マネジメントに対して不適切な干渉がなされ、結果として加害結果の発生につながる（ひいては不法行為コストが外部化される）ことが起こりうる。不法行為責任構成においては、あくまで危険源の支配が作為義務の発生根拠であるため、このように親会社に不当な目的がない事例であっても、子会社事業への関与の態様によっては直接責任を肯定することが可能である。また、直接責任が肯定されることにより不法行為コストは親会社の私的費用に取り込まれるため、親会社としては、子会社事業に関与するにあたり、当該事業に存在する他者加害の危険性の評価を適切に行うインセンティブが生じ、結果として子会社の不適切なリスク・マネジメントの改善（ひいては加害結果の発生の予防）に繋がる効果が期待できる。以上のとおり、本稿が検討課題として設定した外部化問題への対応策として、不法行為責任構成は相応に有用なアプローチであるものと思われる。

株主有限責任の弊害としての外部化問題は、これまで主として商法（会社法）の領域において関心を集め、その解決方法についても商法上のアプローチを中心に議論が蓄積してきた。一方で、本稿が提示する不法行為責任構成は、株主有限責任制度という商法上の基本的

な原則から出来する問題について、（商法ではなく）民法上の規定によって解決を図ることを提唱するものである。その背景としては、既存の商法上のアプローチでは現実の訴訟における活用という点で課題が残ることや、要件の柔軟性という観点において不法行為責任の方がより多様な問題状況・場面をカバーできることなどが挙げられる。

不法行為責任構成が活用できる場面は必ずしも大規模不法行為の場合に限られないし、子会社に十分な賠償資力がある場合でも、親会社も賠償義務者に加わることでより迅速かつ容易に被害救済を実現することができるという場面は現実存在する。したがって、不法行為責任構成が裁判実務において確立すれば、不法行為被害者の救済を実現するためのツールとして積極的に活用され、親会社に対して子会社事業のリスク・マネジメントを適正化するインセンティブがより強まることも期待できる。また、人権デュー・ディリジェンスをはじめとする昨今のビジネスと人権の分野に対する関心の高まりや、これに伴う各種規制の強化、そして近年の英国、米国、カナダ及びドイツ等の外国における紛争事例をふまえれば、この種の紛争が日本の裁判手続に持ち込まれ、親会社の直接不法行為責任の有無が争点化するのも時間の問題であるように思われる。

以 上